

一 はじめに

本稿は主にヘーゲルの『大論理学』における判断論を扱う。ヘーゲルの判断論は、「定在の判断」、「反省の判断」、「必然性の判断」そして「概念の判断」という四つの判断タイプに区分され、これらはカントの判断表に照らすと、それぞれ「質」、「量」、「関係」そして「様相」に対応する (KrV, A70/B95)。ヘーゲルの判断論の課題の一つは、ある判断形式を批判的に検討するなかで次の判断形式を導出するという判断諸形式の批判と体系化である。そこからヘーゲル判断論は、「伝統的な判断論との対決」(Lau 2004, 147)や「判断諸形式を網羅的かつ体系的に説明する試み」(Winfield 2006, 91)、あるいは「有限な思考のいくつかの本質的で論理的なアスペクトの弁証法的な導出ないし構造の記述」(Schäfer 2006, 48)などと理解される。

本稿は以上の諸見解におおむね同意しつつ別の観点を判断論に持ち込む。それはヘーゲル独自の「真理」理解、とくに「正 (Richtigkeit)」と「真 (Wahrheit)」との区別である¹。この区別は『エンツュクロペディ』の判断論の 172 節への補遺で次のように言われている²。

正と真は日常生活ではきわめて頻繁に同じ意味のものとして見なされており、したがってたんなる正が問題になっている場合にしばしば、内容の真が語られることがある。正は一般に私たちの表象とこの表象の内容との形式的一致のみに関わる。それは、この内容がその他どのような性状を持つにせよである。これに対して真は自己自身との対象の一致、すなわち対象の概念との対象の一致 (Uebereinstimmung des Gegenstandes mit sich selbst d. h. mit seinem Begriff) のうちに存する。「ある人は病気である」や「ある人は盗みをした」ということはともかく正しく (richtig) はあろう。しかしこのような内容は真 (wahr) ではない。というのは病気の身体は生命の概念と一致していないし、同様に盗みは、人間の行いの概念と一致しない行為だからである。(GW23-3, §172 Z., S. 934-935)

この引用によれば、通常理解での「真理」は「私たちの表象とこの表象の内容との形式的一致」を意味し、これは伝統的な真理の対応説の定式に相当する。ヘーゲルはこの意味での「真理」を、「真」という言葉から区別して「正」と呼ぶ。これに対して、「真」は「対象の概念との対象の一致」と言われる。この場合の「概念」とは、その対象の「当為」つまり〈その対象が属する類の例としての在るべき在り方〉のことである(第七節)。つまり、「真」とは〈対象が対象自身の在るべき在り方に一致すること〉または〈対象がその対象の当為や規範に一致すること〉を意味し、例えば「真の友人」や「真の国家」における

¹ 私はヘーゲルの「真理」概念を 4 つの「側面」、つまり「正」「真」「全体論的真理」そして「思考と存在との同一性としての真理」に区別する。これらの区分については堀永 2022, 第二節を参照。本稿ではこのうちとくに「正」と「真」を主題にする。

² この箇所と同様の主旨のヘーゲル自身の記述については、Enz. §172 A.や Enz. §213 A.を参照。

「真」のことである。ヘーゲルが言う「正」と「真」は、それぞれトゥーゲントハットによる「言明の真理」と「事物の真理」に対応させることができる。言明の真理とは、言明、文そして判断などについて言われる「真理」である (Tugendhat 1983, 217)。つまりヘーゲルの言う「正」は〈言明とその言明が指示する事実との一致〉としても理解されうる。他方で「ヘーゲルとハイデガー」の場合、「真理」は「事物」についても言われる (Tugendhat 1983, 218)。この意味での真理は「事物の真理」(Tugendhat 1983, 241 Anm.) と呼ばれ、「真の友人」のように価値的な意味を持つ。

先の引用からも分かるように、ヘーゲルが正を批判して真を主張することは明白である。実際、『エンツュクロペディ』213節の補遺では、正に比べて真が「真理のこのより深い意味」(GW23-3, §213 Z., S. 952) を持つと書かれている。しかし正ないし言明の真理が「真理」概念のこれまでの議論史において中心を占め、現代でもそうであるならば、真ないし事物の真理が「より深い意味」を持つという主張は一見すると受け入れがたい。実際キュネは、哲学史的な観点から「命題的真理」(正、言明の真理)を主題とするその著書のなかで、ヘーゲル(とハイデガー)の「客観的真理」(真、事物の真理)を批判する (Künne 2003, 104ff.)。キュネによると、「ホッブス、デカルト、スピノザそしてロック」、さらには「ライプニッツ」でさえ、客観的真理に批判的だったとされる (Künne 2003, 104)。そしてヘーゲルによる「正」と「真」との区別は、「英語圏」で支持を得られなかったばかりか、「ドイツ語圏においてさえ——ハイデガーとその支持者は別として——」ほとんど支持されなかったとされる (Künne 2003, 105)。さらにキュネは、真が「より深い意味」を持つというヘーゲルの先の主張を指示しながら、「ヘーゲルはなぜ、命題の真理概念よりも、客観的真理概念を「より深い」ものと見なすのかについていかなる理由も与えていない」(Künne 2003, 105) と批判する。本稿の目的はこの批判を受けて、正よりも真の方がより深い意味を持つ理由をヘーゲルの判断論に即して明らかにすることである。というのは判断論では最初に議論される「定在の判断」で正が登場し、最後の「概念の判断」で真が登場するが、後続するものが先行するものを何らかの仕方で根拠づけるというヘーゲルの一般的な叙述形式を考慮すれば、この判断論の行程を追うことで真が正よりより深い理由を明らかにすることができるはずだからである。

ところですでに赤石が正と真を判断論に即して論じている。ただし赤石が示すのは、概念の判断が「事物がその類としてのあるべき姿」(真)を表現できるのに対して、それ以前の判断形式はこれを表現できない「不十分さ」を持つということだけである (赤石 2006, 50)。この主張は真の意義を前提したうえで、これを表現できない判断形式の不十分さを指摘する、というものである。しかしキュネが示したように、哲学史上、真が意義のあるものとしてはほとんど扱われてきていない状況のなかでは、赤石の主張は説得力を持たないだろう³。真が正よりも「より深い」と言うからには、真は何らかの仕方で正を基礎づけているはずである。それゆえキュネの批判に応答するには、真が正をどのような仕方で可能にするのかを説明しなければならない。そこで本稿は判断論に依拠して、概念の判断や真

³ スターンは、ハイデガーによる「命題的真理」(正)と「質料的真理」(真)との区別に依拠しながら、「ヘーゲルは「正」としての真理、つまり私たちの判断と世界とのあいだの何らかの関係 [...] のうちに成り立つものとしての真理の問題にほとんど関心がない。むしろヘーゲルの関心は質料的真理のうちにあり」(Stern 1993, 646) という。この主張もなぜ正に比べて真が「より深い意味」を持つのかという疑問に答えるものではない。

がそれ以前の諸判断や正をどのような仕方で可能にするのかを明らかにする。

本稿は以下のように進む。まず判断論に入る前に、ヘーゲル独自の判断論を理解する準備として、その特徴を五つ示す(二)。そのうえで判断論の四つの判断タイプを概説し、正から真が登場するまでの推移を追う(三から六)。さらに第七節では概念の判断や真が、それ以前の判断や正に対して、どのような意味で「より深い」のかを明らかにする。

二 ヘーゲル判断論の五つの特徴

ヘーゲル判断論は伝統的な判断論から見ると特殊である。そこで本節ではヘーゲル判断論の理解のために、その特徴を五つ挙げる。

第一の特徴は、判断論では主語と述語との文法的な関係が問題になるのではなく、「概念諸規定」と呼ばれる普遍(*das Allgemeine*)、特殊(*das Besondere*)そして個別(*das Einzelne*)とそれらの関係が問題になるということである。概念諸規定は、各判断形式において判断の主語や述語の位置を占め、それらの関係によってその判断形式固有の内容が形づくられる。この内容が「論理的内容」(GW12, 64)と呼ばれ、ヘーゲル判断論の対象となる。シェーファーの表を借りれば、十二の判断諸形式における概念諸規定(Aは普遍、Bは特殊、Eは個別を表わす)の関係は次のようになる(vgl. Schäfer 2006, 53 Anm.)。

(1) 定在の判断

肯定判断: $E \cdot A$ 、 $A \cdot E$; 否定判断: $E \neq A (\leftrightarrow E \cdot B)$ 、 $A \neq E (\leftrightarrow A \cdot B)$; 無限判断: $E \cdot E$ 、 $A \cdot A$

(2) 反省の判断

単称判断: $E \cdot A$; 特称判断: $iE(B) \cdot A$ 、 $(\rightarrow iE \neq A)$; 全称判断: $aA \cdot aE (\rightarrow A \cdot A)$

(3) 必然性の判断

定言判断: $E(B) \cdot A$; 仮言判断: $A \cdot B$ (～ならば～結合); 選言判断: $A \cdot B$ (あれかこれか結合)

(4) 概念の判断

実然判断: $E \cdot A$; 蓋然判断: $E \cdot A$; 必当然判断: $E \cdot A$

本稿の主眼は判断論を注解することではないので、 $E \cdot A$ (「個別は普遍である」という基本的な定式をとる判断形式を中心に扱う。注目すべき点は、この同じ $E \cdot A$ の内実が各判断形式においてどのように変化するかである。

第二の特徴は、ヘーゲル判断論は判断諸形式を批判的に検討し体系化するというところである。ところで判断は一般に主語となる対象を述定することによって「主語は何であるか」

(GW12, 54)を規定する働きである。このとき判断には主語と述語との同一性と区別の両方が求められる。ヘーゲルによると「事物の定在と事物の普遍的本性(事物の身体と事物の魂)はたしかに統合されている——さもないと事物は無であろう——が、しかしこれら事物の諸契機はすでに異なっていると同時に、そもそも分離可能である」(GW20, §168)。つまり、判断が「無」でなく「対象は何であるか」を表現するためには、一方で「事物の定在」(主語)と「事物の普遍的本性」(述語)がコプラ(「である」)によって統合されなければならない。というのは主語が述語とコプラで結びつけられなければ「主語が何であ

るか」は言われえないからである。他方で、主語と述語は異なってもいなければならない。というのは主語と述語とがまったく同じであれば、たんなる同語反復が帰結し、この場合にも「主語が何であるか」は言われえないことになるからである⁴。それゆえ判断論でヘーゲルが問題にするのは、主語と述語が異なりながらもどのようにして両者の同一性が実現されるのかということである。そこで「概念のこの同一性をふたたび回復すること、あるいはむしろ措定することが、判断の運動の目標である」(GW12, 59)とされる。この「同一性」は、主語と述語とのコプラによる偶然的な結合のことではなく、主語と主語がそれ自身であるために必然的な種類の述語とのコプラによる必然的な結合のことである。この必然的な結合を表現する判断は対象を本質的な次元で同定する判断であろう。判断論では、必然的な結合としての同一性を表現するかどうかという観点から、定在の判断から概念の判断までの各判断形式の論理的内容が批判的に検討され、最終的に「判断の真理」を導出することが目指される(第六節(3))。

第三の特徴は、判断論ではその推移とともに「普遍性」概念が変わるということである。例えばウィンフィールドは、四つの判断タイプ、つまり定在の判断、反省の判断、必然性の判断そして概念の判断における各々の普遍を「抽象的普遍」、「集合の要素の普遍」、「類」そして「規範性の普遍」として特徴づける(Winfield 2006, 92)⁵。このように普遍のタイプが変わるのに応じて各判断の述語の候補も変わる。さらにシックが言うように、述語の候補が変わるのに応じて主語となる対象の在り方も変わる(Schick 2018, 485)。

第四の特徴は、第三の特徴からの帰結として、ヘーゲル判断論の四つの判断タイプはまったく異なるタイプを成すということである。この点をロングネスは、カントとの対比のなかで明確にする。一方でカントの場合は、同じ一つの個別的な判断が判断諸形式の各項目から分析可能であるのに対して、ヘーゲルの場合は「それらの項目はもはや、カントの場合そうであったように、それらによって同じ一つの判断がその形式に関して分析されるところの異なるアスペクトを指示していない」(Longuenesse 2007, 210)。例えば「定言判断」に関して、カントは「バラは赤い」のような肯定判断を定言判断とも呼ぶだろうが、ヘーゲルの場合はこうした判断は定言判断の名に値せず、「バラは植物である」という特有の判断が定言判断の例となる(vgl. Longuenesse 2007, 211)。ヘーゲルの定言判断では、述語が「類」となるだけでなく、主語も肯定判断における直接的な個別ではなく、類に属する個別的な例もしくは特殊な種となる。このようにヘーゲル判断論の四つの判断タイプはまったく異なるタイプを成す。

第五の特徴は、ヘーゲル判断論の判断諸形式は、判断する思考の諸形式であるだけでなく判断対象の存在の諸形式でもあるということである。実際、ヘーゲル自身「あらゆる事物は判断である」(GW20, §167)と言う。つまり判断主体の思考様式と判断対象の存在様式は完全に異種的なものではなく、同じ判断形式によって論理的に構成されている。この点を第四の特徴とともに考慮すると、ハレルソンが言うように、ヘーゲル判断論では判断形式の変化にともなって各判断の「存在論的前提条件」(Harrelson 2015, 1261)、それゆ

⁴ 主語と述語とがまったく異なりコプラで結合されない場合と、両者がまったく同一である場合は、それぞれ「否定的無限判断」と「肯定的無限判断」と呼ばれ、いずれももはや判断ではないと言われる(第三節)。

⁵ 同様に「普遍性」の推移に着目した研究については Schäfer 2006 と Knappik 2013, Kap. 4 も参照。

え各判断の対象領域も変化する⁶。つまり判断主体の思考様式と判断対象の存在様式は同じ判断形式によって構成されているので、この判断形式が変化すれば両者も変化する⁷。

以上の五つの特徴を前提して、以下では四つの各判断タイプにおける E-A の判断形式を中心に扱い、言明の真理から事物の真理が登場するまでの議論を追う。

三 定在の判断

第一の判断タイプ「定在の判断」（質的判断）は、肯定判断、否定判断そして無限判断からなる。この判断を特徴づけるのは「直接性」（GW12, 60）である。この場合、主語となる対象と述語となる質が直接的であるだけでなく、両者の関係も直接的である。

肯定判断は「個別は普遍である」という形式をとる。その例は「バラは赤い」である。一方で主語（「バラ」）は直接的に前に見出される個別的な対象である。他方で、述語（「赤い」）はその直接性ゆえに、「赤さ」のような「規定一般」ではなく、「主語の〔規定〕」である（GW12, 62）。つまり肯定判断の述語は、個別的な諸事物から抽象された性質一般ではなく、当該の個別的な対象に直接的に内属する質である。そのため述語の候補になるのは、「直接的な（それゆえ感性的な）質」（GW20, §172）である。クナツピクが指摘するように、この「赤い」という性質は古典的な経験論における「単純観念」に相当する（vgl. Knappik 2013, 215）。反対に単純観念（「赤い」）を抽象することで形成される「抽象観念」（「赤さ一般」）は、次の反省の判断で登場する（vgl. Knappik 2013, 215）⁸。

この肯定判断における「真理」は、ヘーゲルからすると「直観や知覚の正しさ（Richtigkeit）」つまり「対象と表象との一致」である（GW12, 65）。ここで正すなわち言明の真理が登場する。「このバラは赤い」という判断が「正」であるのは、知覚する判断主

⁶ ハレルソンは、この点に形式論理学が前提する「領域中立性」と「論理的グローバリズム」へのヘーゲルによる批判を見てとる（Harrelson 2015, 1261-1262）。形式論理学の場合、形式論理学は内容を捨象した論理的な形式のみに関わるという前提のもとで、その形式はさまざまな種類の言説領域や対象に中立的だとされ（領域中立性）、またそのことからさらに、与えられた論理的な基準（例えば無矛盾律）はあらゆる知識の例に適用される（論理的グローバリズム）。これに対して、ハレルソンによれば、ヘーゲルは判断論で各判断諸形式の対象領域を明らかにすることによって、「ヘーゲルは、私たちが使用する文の種類が、私たちが議論する主題に適切であるかどうかを問う枠組みを提供する」（Harrelson 2015, 1265）。

⁷ 第五の特徴は思考と存在との同一性としての真理という観点から見たヘーゲル判断論の特徴である。ヘーゲル判断論における思考と存在との同一性については、堀永 2022 で主題にした。

⁸ 一方で肯定判断が扱う性質は「トロープ唯名論」（vgl. 秋葉 2014, 164）が言う「トロープ」に対応し、他方で単称判断が扱う性質は「普遍者実在論」（vgl. 秋葉 2014, 142）が言う「普遍者」に対応するとも言えるかもしれない。実際、ヘーゲルは単称判断の述語を、個別的対象から独立に「自体的に存在するもの」（GW12, 72）として導入する。ハレルソンはおそらくこの点を念頭におきながら、反省の判断が定在の判断以上の「さらなる形而上学的諸含意」を持つことを指摘して、「唯名論者はここ〔反省の判断〕でやめる気になられるだろう」と言う（Harrelson 2015, 1270）。ただし反省の判断の普遍はのちに、ヘーゲルによって「経験的普遍性」（GW12, 75）であることが示される（第四節）。なお、ヘーゲル自身が要求する「自体的かつ対自的に存在する普遍性あるいは客観的普遍性」（GW12, 77）は「類」として必然性の判断で登場する（第五節）。この類は現代哲学において「自然種」と呼ばれるものに対応する。実際、クナツピクはヘーゲルの立場を自然種としての類に関する「概念実在論」および「自然種の本質主義」として理解する（vgl. Knappik 2016, 762 ff.）。

体が、判断対象に現に内属する質をその判断対象に帰属する場合である。しかしこの帰属行為は判断主体による外的な行いであり、判断対象自身にとっては偶然的である。というのは肯定判断の対象は自分に内属する多くの質を持つが、述語はそれらの質のうちの一つでしかないからである。例えばバラには「いい匂いがする」のようなその他の質もありうるものであり、「赤い」という質は「バラが持つ多くの性質のうちのただ一つ」でしかない（GW12, 62）。肯定判断は対象に内属する質のうちの一つを対象に外的に述定することで「対象は何であるか」を表現する。このとき主語は多くの性質を持つのに対して、述語はそのうちの一つの性質でしかないため、主語と述語との内在的な同一性は表現されえず、むしろ区別が際立つ。それゆえ肯定判断（「個別は普遍である」）は否定判断（「個別は普遍でない」）を必然的にともなうことになる。

最終的に定在の判断は二つの無限判断、つまり「精神は赤くない」（GW12, 70）のような否定的無限判断と、「バラはバラである」のような肯定的無限判断にいたる。いずれの場合も、主語と述語の区別と同一性のうちの一方しか表現できず、それゆえ「対象は何であるか」を表現することに失敗しているため、もはや判断ではない（vgl. GW12, 70）⁹。

四 反省の判断

反省の判断（量の判断）は単称判断、特称判断そして全称判断からなる。定在の判断では主語と述語および両者の関係は直接的だったのに対して、反省の判断では他のものとの関係という契機が出てくる。

単称判断も「個別は普遍である」という形式をとる（GW12, 72）。ただし単称判断ではこれら個別と普遍およびそれらの関係は肯定判断の場合と異なる。まず普遍は、個別的な諸事物から一般的な性質を抽象することで形成される抽象観念、ヘーゲルの表現では「多様な諸性質や現実存在が総括されること」（GW12, 71）である。そのため、肯定判断の普遍が個別に内属するものだったのに対して、単称判断の普遍は「その個別が偶有的なものとしてそのもとに包摂されているところの自体的に存在するもの」である（GW12, 72）。つまり単称判断の普遍は、もはや「この主語の規定」ではなく、独立に存在するものとして、個別を包摂する一般的な性質である。このような普遍はクラスであり、個別はそのクラスの要素として他の要素との関係のうちに置かれる¹⁰。

⁹ 反省の判断への橋渡しという無限判断の積極的な役割については岡崎 2019, 170ff.を参照。

¹⁰ 本文では議論を単純化するために、単称判断における普遍をクラスとして理解しているが、ヘーゲル自身は例えば「この物は〔人に対して〕有用である」（GW12, 71）のように、対象とは別種の他のものとの関係性を表現する性質も単称判断における普遍として想定している。こうした事情から、クナツピクは反省の判断の「共通性」としての普遍性を、「たんなる全称量化という意味での共通性」と「傾向的性質（die dispositionale Eigenschaft）という意味での共通性」とに区別している（Knappik 2013, 220）。本稿の理解では、この区別はそれぞれ、ヘーゲルが反省の判断の述語に与える、「総括する普遍性」（GW12, 71）と「相関における規定」（GW12, 71）という二つの性格に対応する。つまり「総括する普遍性」の方の「共通性」は一般的な「クラス」としての普遍性を意味し、他方で「相関における規定」は「傾向的性質」の方を意味する。多くのヘーゲル判断論研究では、単称判断における普遍をこれらのうちのいずれかに限定して論じているが、ヘーゲル自身はこれら二つを想定しているようである。

しかし単称判断は、個別と普遍の量的な違いを明確にするからこそ、両者の同一性を表現できない。ヘーゲルは「一つのこのものではないものが反省の普遍的なものである」（GW12, 72-73）と言う。単純化して言えば、クラス（「反省の普遍的なもの」）には主語となる「このもの」以外にも、同じ共通性を持つその他の要素が属するため、「一つのこのもの」だけがクラスを形成するわけではない、ということである。

単称判断から特称判断を経て最後に全称判断へ至ることで、「個別的なものとしてのもの」の個別的なもののうちで汲み尽くされるべき「[...] 普遍性」としての「全称性（Allheit）」（GW12, 75）が登場する。例えば「すべての人間は可死的である」という場合の「すべて」という語は、個々の人間すべてを汲み尽くしているとされる。しかしこの「全称性」は「比較」によって抽出された「共通性」でしかない（GW12, 74）。この比較は経験に基づくものであって、すべての個別事例を取りあげることにはできない。そのため、全称性が個別事例を完全に枚挙することは「課題」にとどまる（vgl. GW12, 75）。全称性が全称性であることができるのは、「反例」が挙げられないかぎり「主観的な全称性」を「客観的な全称性」と見なしてよいという「暗黙の取り決め」による（GW12, 75）。

反省の判断で登場するクラスとしての普遍性は、このように究極的には取り決めにもとづく主観的な普遍性である。そのため反省の判断が「対象は何であるか」を示すために対象に帰属する述語は、対象にとって必ずしも本質的ではない。例えば仮に観察によって、人間以外のあらゆる動物に「耳たぶ」が欠けているということから、「すべての人間は耳たぶを持つ」と判断されたとしても、その結果、「耳たぶを持つ」が人間の本質的な述語であることにはならないであろう¹¹。また、対象が述語に属するかどうかは、反省的主体がその述語のクラスをどのように規定するのかに依存する。

しかしさらに、ヘーゲルは全称性が成立するためには「客観的普遍性」（GW12, 76）が前提される必要があることを指摘する。この「客観的普遍性」は「類」（GW12, 76）とも呼ばれる。例えば「すべての人間」を主語にする判断が多様な観察事例を総括することによって成立する場合、そもそも私たちは何を観察事例とすべきかを識別するために、「人間」という類についての知識を前提する。私たちはこの類によってはじめて前に見出される個々の対象を「人間」の例として同定し、その対象を観察事例とすることができる。この「類」が次の必然性の判断で主題となる。

五 必然性の判断

必然性の判断は、定言判断、仮言判断そして選言判断からなる。必然性の判断の普遍は「客観的普遍性」つまり「類」である。ふり返ると、定在の判断と反省の判断では、主語と述語との同一性は対象自身に依拠しておらず、むしろ直接的な対象と質を結びつける知覚する判断主体や、クラスを規定してそのもとに対象を包摂する反省的な判断主体に依拠する。そのため先の二つの判断タイプでは、主語にとって述語は偶然的である。これに対して必然性の判断は主語と述語の必然的な関係性を表現する。

定言判断がどのような意味で主語と述語との必然的な関係性を示すのかを、ヘーゲルは肯定判断と定言判断との比較によって明確にする。一方で肯定判断の例である「バラは赤い」

¹¹ ヘーゲルはのちの「認識」節において、人間のメルクマールとして「耳たぶ」を用いる例をブルーメンバッハからとって批判的に論じている。

の場合、「主語について言明されるものは、個別的で偶然的な内容」(GW12, 78)である。他方で定言判断の例である「バラは植物である」の場合、その述語は主語の「内在的な本性」(GW12, 78)である。つまり、シェーファーの表現を借りれば、「バラは赤さなしにまったくもって思考可能であるが、しかし植物性なしにはバラはバラでないであろう」(Schäfer 2006, 61)。この意味で「定言判断においてコブラは[...]必然性という意味を持つ」(GW12, 78)とされる。つまり〈主語が述語(類)の例であること〉が主語の同定にとって不可欠であり、そしてこのことを定言判断は表現するという意味で、定言判断は主語と述語との必然的な同一性を示す。

定言判断において述語が主語の内在的な本性であるという見解から、本稿にとって重要な思想が出てくる。『エンツュクロペディ』177節の補遺には次のように書かれている。

金属であることは金の実体的本性をなす。この実体的本性なしには、金は、金に付帶し金について言明されうるその他すべてのものとともに存立できなくなる。(GW23-3, §177 Z., S. 938)

「金は金属である」という定言判断は、主語である金が金属という類(「実体的本性」)に属していることを表現する。シックが言うように、対象の類は「対象がその他どのように規定されていようとも、対象がそうであるところのもの」(Schick 2018, 498)を示す。つまり「類」は、その類に属する対象を本質的な次元で同定する¹²。そしてこの対象の同定が確定することではじめて、その対象はその対象自身としてその他の諸性質を持つことができる。仮に「金」だとされる対象が「金属」という内在的な本性を失えば、この対象は「金」であることをやめてしまい、対象の同定が失われてしまう。そうすると、例えば「この金は黄色い」(肯定判断)や「この金は硬い」(単称判断)も同時に成立しなくなる。もちろんその場合でも、その対象は金以外の何かではありうるだろう。しかし少なくとも「この金」として同定された対象についての諸判断は、その対象の同定が失われてしまえば成立しなくなる。以上のように類がその類に属する対象の基礎的な同定を可能にするという意味で、必然性の判断はそれ以前の判断諸形式の前提となる。この論拠はのちに「真」の意義の説明にとっても重要となる(第七節)。

ところがヘーゲルにとって定言判断はまだ不十分である。というのは定言判断は主語と述語を単純なコブラで関係づけるだけで、どのように両者が必然的な関係を結ぶのかを表現しないからである。ヘーゲルの言葉で言えば、定言判断では「主語と述語は形式や規定性によって必然的なものとして関係づけられているわけではない」(GW12, 78)。つまり定言判断は必然的な関係を示すような「形式」を持たず、たんなる「直接的」(GW12, 78)な断言でしかない。そのため、主語と述語に必然的な関係があるかどうかは、「内容」に依存することになるだろう。例えば「バラは植物である」は周知のことであるが、「ヘーゲルは論

¹² ヘーゲルは、思考諸規定が思考一般だけでなく存在者一般にとって「基礎」であることを説明するために「人間」という類を引き合いに出す。ヘーゲルによると、ある個人について語る際に、「人間」という規定がその個人から取り除かれた場合、「そうした個人がなお何であるとされるのかは[...]語りえないことになるだろう」(GW21, 15)とされる。つまりある個人に〈優しい〉や〈賢い〉のような特殊な諸性質を帰属させることは、その個人が「人間」という類に属する個人であることを前提する。このように、ある個別的な事象をその事象として語るためには、その事象が属する「類」をまずもって必要とするのである。

理学者である」は議論の余地がある¹³。

この欠陥を補うためには「内容」だけでなく「形式」によっても必然的な関係が表現されなければならない。必然的な関係の形式を持つ判断は仮言判断と選言判断である。仮言判断は「Aがあるならば、Bがある」という根拠と根拠づけられるものとの必然的な帰結関係を表現する。また選言判断は「AはBであるかCであるかのいずれかである」という定式をとるが、ヘーゲルによればここには普遍が「内在的」(GW12, 81)な区別の原理に基づいて必然的な仕方で諸種に種別化することが表現されている。このような厳密な意味での選言判断の模範は、概念章で「普遍」概念から「特殊」と「個別」という概念諸規定が内在的に導出される行程に認められる¹⁴。

しかし「経験的でもある混合と不純さ」(GW12, 83)を持つ選言もある。この経験的な選言では、「外的な原理」(GW12, 81)によって様々な種が選言肢として区別される。つまり、第三者がとる観点に応じて様々な選言化の可能性がある。とりわけ「自然」を体系化する試み(例えば分類学)には様々な種の区別の偶然性がある¹⁵。ゲアハルトが指摘するように、この偶然性は「自然の無力」に対応する(vgl. Gerhard 2015, 58)。実際ヘーゲルは概念章で「自然の類と種の多様性」に言及しながら、「概念の厳密さを固持したり示したりすることができず、この没概念的で盲目的な多様性のうちへと四散することは、自然の無力である」(GW12, 39)と言う。つまり「概念」の自己展開を模範にするような、内在的原理に基づく普遍の厳密な選言化が、自然の多様性のなかでは達成されえないとされる。こうした自然の偶然性は次の概念の判断の「蓋然判断」でさらに基礎づけられるだろう。

六 概念の判断

概念の判断は、実然判断、蓋然判断そして必自然判断からなる。概念の判断では、事象が自分の概念をどのような様相で実在化しているのかが問題になる。

前節の必然性の判断の問題点は、定言判断が主語と述語との必然的な関係を表現できな

¹³ ヘーゲルが指摘する定言判断の欠陥についての解釈には別の解釈もある。例えば赤石は次のような別の解釈を示している。「定言判断で示されるのは「直接的な特殊化」で、未だ「偶然的」なものにすぎないというのである。バラと植物の関係は、植物であることなしにバラであることはできないことに示されているように、確かに必然的な関係である。しかし、植物という類にとって、その種がバラである必要は必ずしもない。他にユリやヒマワリ等も同じく植物だからである。このような偶然的な「直接的な特殊化」に対して、ヘーゲルが対置するのは、「特殊性の原理」(W.6 336-4)である。これは類と種の関係が、最近類と種の関係になっていることで示される。」(赤石 2003, 83-84)。つまり、定言判断における述語の「類」は、必ずしも主語にとって「最近類」であるわけではないということである。例えば「バラは存在者である」という判断も、バラとバラにとって必然的な「類」を表現する判断であろうが、バラを本質的に規定するものとは言い難い。赤石の解釈も確からしいようにおもわれる。

¹⁴ ヘーゲル自身、次の箇所では概念章に言及しているように見える。「ここで考察された判断においては本来、概念固有の規定の進行によって、いまやそれ自身概念の選言化が措定されており、これは、概念〔章〕のもとで概念の自体的かつ対自的にある規定として、つまり規定された諸概念への概念の区別として明らかになったところのものと同一ものである。」(GW12, 82)。

¹⁵ ゲアハルトは選言判断と関連させて、リンネからダーウィン以降の分類学の論争を論じ、そのなかでヘーゲルを位置づけている(Gerhard 2015, 52ff.)。

いことだけでなく、最後の選言判断でも個別と客観的普遍性との関係が示されていないことにある。ヘーゲルによると、「選言判断のなかでは客観的普遍性はたしかにその特殊化において完全になっているが、[...]しかし特殊化の否定的統一はただ客観的普遍性のうちに帰っていくだけであって、まだ第三のものつまり個別性にまで自らを規定していない。」

(GW12, 85)。つまり選言判断では、分類学がそうであるように類から種までの特殊化しか示されず、個別と類との必然的な関係が示されない。

これに対して概念の判断では、まさに個別的な事象が、自らが属する類の例としての在るべき在り方をどの程度実現しているのかが表現される。そのため概念の判断でも類が問題になるものの、ただし概念の判断の述語はこの類と個別的な事象が一致しているか否かを表現する述語となる。その述語は「価値判断」(GW12, 84)に特有の述語となる。ヘーゲルは次のように言う。

「よい」「悪い」「真の」「美しい」「正しい」などの述語は、事象が、端的に前提された当為としての事象の普遍的な概念に即して測られること、またこの当為と一致しているか否かを表現する。(GW12, 84)

ここでの「当為としての事象の普遍的な概念」とは、その事象が属する類の例としての在るべき在り方のことである。本稿は引用文中での当為との「一致」という表現を、〈対象が当為を十分に実現すること〉と理解する。このように理解するのは、第七節でも示すように、ヘーゲルにとって対象が「悪い」場合でさえ、その対象は概念に部分的には一致しているからである。したがって本稿は、「悪い」を〈対象が当為を不十分にしか実現していないこと〉と理解する。このことから次のことが帰結する。概念の判断で問題になるのは、ある事象がその事象が属する類のよい例であるか悪い例であるかであって、いずれにせよその事象が類の例であることや、その事象が類と何らかの仕方に関係していることは保証されている。このことは以下の記述からも読みとれる。

[...] 述語は、この主語の現実性、規定性または性状が主語の概念へと関係することとして主語を表現する（「この家は悪い」、「この行為はよい」）。(GW12, 85)

この引用によると、述語が表現するのは、現実規定された主語の在り方（存在）と主語の概念（当為）との「関係」である。しかもその例として「この家は悪い」が挙げられている。したがって「悪い」という述語でさえも、現実存在する個別が自分の概念と何らかの仕方に関係していることを表現する。これに関連してクナッピクは価値判断の基準を二つ提示する。第一の基準は「最小限の基準 (Minimalkriterien)」と呼ばれ、これは「ある対象が、その概念を適切に実現しているか、それともただ不十分に実現しているだけかにかかわらず、その対象が概念の例として数えられる」場合の基準である (Knappik 2013, 248)。第二の基準は「成功の基準 (Erfolgskriterien)」と呼ばれ、これはある対象が「概念の事例を適切に実現する」場合の基準である (Knappik 2013, 248)。ある対象が「よい」と呼ばれうるのは成功の基準を満たしている場合であるが、その対象が「悪い」と呼ばれうる場合でも、その対象がその類ないし種の「例」であるために要求される「最小限の基準」を満たす¹⁶。

¹⁶ ただクナッピクがヘーゲルに依拠して言うように「種に属することを確定する厳密に必然的な一つのあるいは複数の性質はない」(Knappik 2013, 250 Anm.)。

対象と対象の概念との一致が問題になる概念の判断でようやく「真」が登場する。これまでをふり返っておくと、定在の判断では対象と質との直接的な一致が、反省の判断では対象とその対象が属するクラスとの量的な一致が問題になっていた。必然性の判断では、個別や種と類との一致が問題になってはいたが、この一致には偶然性が残った。これに対して概念の判断では対象がその対象の概念を何らかの程度で実現していることが表現されるため、概念の判断の対象は、それが属する類の（よいまたは悪い）例としてその類に不可分な仕方に関係している¹⁷。以下で概念の判断の三つの判断形式を概説する。

¹⁷ ここで概念の判断の対象は何かという一つの問題が生じる。例えばクナッピクは概念の判断の対象を「有機的自然や精神のもろもろの存在者」(Knappik 2013, 244)に限定し、非有機的自然（ヘーゲルのタームでは「機械的客観」や「化学的客観」）を除外する。というのは概念の判断ではそれ以前の判断とは異なる種類の様相が問題になるからである。つまり「[概念の判断]以前に扱われた判断諸形式は真理論的様相 (alethische Modalität) のさまざまな形態を含む」のに対して、「概念の判断の様相は義務論的ないし規範的種類のものである」(Knappik 2013, 241)。真理論的様相における必然性は現実性を含むのに対して、義務論的様相の必然性は現実性を含まない (Knappik 2013, 211; Knappik 2016, 772)。例えば道徳的な諸規範は個人の行為を拘束しつつも、個人はそれらの規範を必ずしも実現するわけではない。このように義務論的様相の必然性においては、事物が当為をどの程度実現するのかという程度の差が成り立つのであり、概念の判断は義務論的様相の領域として、この種の事物を対象にするとされる。精神的なものや有機的自然はこの種の事物であるのに対して、非有機的自然はそうではない。というのは非有機的自然はそれが属する類の特徴や法則をつねに実現するのであって、その実現には程度はないとされるからである。以上の議論が、クナッピクが概念の判断の対象に非有機的自然を含めない理由である（クラインズも「規範的な機能不全の可能性」(Kreines 2015, 98)の有無によって同様の議論をする）。もちろんクナッピクも本稿と同様に、概念の判断の議論が先行する判断諸形式にとって基礎的であると理解する。ただしクナッピクが主張するのは、概念の判断特有の普遍性と必然性が、それ以前の判断における普遍性や必然性にとって「模範的な形態」だということである (Knappik 2013, 259)。たしかにヘーゲル判断論は各判断形式にともなう「普遍性」の様々な形態の批判的叙述であり（第二節）、かつ後続するものが先行するものを根拠づけるというヘーゲルの叙述形式を考慮すれば、この解釈は妥当である。しかし他方でヘーゲルは『エンツュクロペディ』の「概念の判断」の項において「すべての事物は、特殊な性状を持つ個別的な現実性のかたちをとった類（それらの事物の使命ないし目的）である」(GW20, §179)と述べており、概念の判断の対象領域を非有機的自然も含むであろう「すべての事物」に広げている。また『大論理学』の「機械論」に目を向けると、通例、機械的客観は自らが何であるのかを規定する原因を自分の外に持つとされるが (vgl. GW12, 135)、他方で機械的客観が「秩序」づけられる場合、機械的客観には「内在的な客観的規定」として「法則」が働いているともされる (GW12, 145)。このような内在的で客観的規定としての法則を、ヨーマンスは機械論的体系に属する諸客観を方向づける「内在的規範」(Yeomans 2012, 226 u. 232)と呼ぶ。しかしそれでも非有機的自然がこの内在的規範に不十分にしか従わない可能性を持つのかどうかという問題は残る。この点についてはヘーゲルの叙述のプロセスのどこを抜き出すかによってどちらの解釈も可能であるように見える（法則が規定する「理想的状态」とこの状態における「諸要素」が必ずしも現実化されないという解釈については Yeomans 2012, 228 を参照）。とは言え、法則に不十分にしか従わない可能性が非有機的自然にないことを支持するように見えるヘーゲルの記述にも「概念の判断」という言葉が出てくことは注目に値する。「しかし客観は観念的中心性とこの中心性の法則のもとでもっぱら自分の本質的な自立性を持つ。それゆえ客観は、概念の判断に抵抗したり、抽象的で無規定的な自立性や閉鎖性のなかで自らを維持したりする力を持たない。」(GW12, 146-147)。ここで言われているのは、機械的客観は、法則によってのみ自分が何であるのか規定されるので、法則から独立した抽象的なアトムでいることはできないということである。この文脈で「概念の判断」が意味するのは、〈個別的な機械的客観とその客観の内在的規定としての法則との直接的な結びつき〉だろう。つまりここには

(1) 実然判断は「直接的」(GW12, 85)な価値判断である。例えば「この家は悪い」という判断は、正当な理由を欠いた「主観的な断言」(GW12, 85)である。それゆえ「或るものがよいか悪いか、正しいか否か、相応しいか否か等々であるということは、その連関を外的な第三者のうちに持つ」(GW12, 85)。そのため、ある断言には「同等の権利で」その反対の断言(「この家はよい」)が成り立つ(GW12, 86)。この場合、「主語はこのようにまだ、概念に一致してもいれば一致していないこともあるような偶然的なものである」(GW12, 86)。このことから「蓋然判断」が帰結する。

(2) 蓋然判断は、ある実然判断がその反対の断言をとともなうということから帰結する。蓋然判断については次のように言われる。

述語が何らかの主語と結びつけられるべきか否かはただ蓋然的なものとしてのみ現れる。そのかぎりでは未規定性がコプラに属することになる。(GW12, 86)

蓋然判断では主語が述語と結びつくのか否かは未決定である。そこで蓋然判断の例を挙げるならば、「この家はよいかもしれないし、よくないかもしれない」になるだろう。つまり蓋然判断では、対象は対象の概念を十分に実現しているかもしれないし、不十分に実現しているだけなのかもしれない。したがって蓋然判断は、対象がその対象の概念をどの程度実現しているのかが未規定であるような判断だと言える。

ヘーゲルによれば、蓋然的なものは「主語の直接性」あるいは主語の「偶然性」に関係する(GW12, 86)。そのため蓋然判断では「偶然的なものそのものとしての直接的なものの規定」(GW12, 86)が出てくるとされる。「判断」についてのヘーゲルの存在論的な理解からすると、蓋然判断が対象とする存在論的領域は偶然的な性格も持ちうる「事象」の領域である。ヘーゲルは次のように言う。

事象そのものはまさに次のようなものである。つまり、事象の概念は概念自身の否定的統一として自分の普遍性を否定して、自らを外に出して個別性の外在性へと措定することである。(GW12, 87)

「事象」の成り立ちは、概念が「その普遍性あるいは客観的本性、その当為」(GW12, 87)という普遍的な側面を否定して、「外在性」つまり「定在の特殊な性状」(GW12, 87)へと出ていくことのうちに認められる。つまり事象は、たしかにその当為との一致関係が問題になるかぎりでは本来的には自分の当為を含んではいるが、しかし特殊な性状において現実には存在するという側面から、その普遍的な当為から独立した個別的なものとして存立するとされる。事象はその事象の類の例として在るべき方向性を持ちつつも、その方向性から

〈事物と事物の概念との一致〉としての真が機械的客観にも認められている。さらに言えば、クナッピクは非有機的自然を概念の判断の対象とは認めないとは言え、「ヘーゲルは、機械的また化学的存在者を含むあらゆる実在を、客観的諸概念によって構成されたものとして見なす」(Knappik 2016, 765)と主張する(クライنزも機械論的説明にとって「内在的諸概念、普遍あるいは本性」がいかに必要であるのかを『大論理学』『機械論』章に依拠して議論する(Kreines 2015, Ch. 1))。事物が事物の客観的概念によって構成されていることは、〈事物と事物の概念との一致〉としての真を含意する。したがってクナッピクやクライنزの解釈は、非有機的自然が自分の概念を不十分にしか実現しない可能性を排除するとしても、非有機的自然が自分の概念と一致すること(真)を排除してはいない。むしろ両者の解釈は、あらゆる事物にとって、その事物が自分の概念に一致すること(真)が、その事物にその他の特殊な諸規定を述定することやその述定の「正」に先だって本質的であるという本稿の主張を補強する。

逸脱する偶然性も持つのである。蓋然判断はこのような「事象」を語ることができる。

事象のこの偶然性が概念の自己否定から帰結するということが意味するのは、事象の偶然性も概念の必然的な契機だということである。クナツピクは正当にも、蓋然判断で表現される事象の「外在性」を、「客観的世界」（自然）の「無力」について語られる理念章の箇所と関連づける（vgl. Knappik 2013, 255-256; GW12, 188）。ヘーゲルはたしかに自然の「無力」と対比して「概念の全能」という表現を用いる。しかし「概念の全能」とは、「事象が自己のうちで事象の当為と事象の存在のうちへと分断されている」という意味での「根源的分割」のことだとされる（GW12, 88）¹⁸。つまり概念が全能であるのは、概念が、概念（当為や規範）の支配から逸脱する事象の偶然性を、概念自身から必然的にもたらすことができるかぎりのことなのである¹⁹。

（3）必当然判断の例は「しかじかの性状の家はよい」（GW12, 87）である。この判断の特徴は「根拠」が示されていることにある。ヘーゲルは次のように言う。

この性状は、主語全体に概念の判断の述語が帰属するかしないか、つまり主語が自分の概念に一致するかしないかの根拠を含む。（GW12, 87-88）

必当然判断の場合では、主語が持つ特殊な性状が根拠となって主語に述語が帰せられる。この根拠が主語と述語との関係を必然的なものにする。ここで重要なのは、根拠はまさに事象自身の現実的な在り方（性状）にあるのであって判断主体の主観的な基準にあるのではない、ということである。

ヘーゲルは必当然判断を「判断一般の真理」（GW12, 88）と呼ぶ。ここでの「真理」も「真」を意味する。第二節で述べたように、判断の目標ないし当為は、「対象は何であるか」を挙示するために、判断の異なる二つの項の必然的な同一性を回復することである。まさに必当然判断は、主語（存在）と述語（当為）という異なるものどもについて、主語の性状を根拠にして必然的な仕方両者の同一性を表現する。このように必当然判断は「判断」の当為を十分に実現しているという意味で、それ自身「真の判断」である²⁰。しかし根拠

¹⁸ たしかに「概念の全能であるこの根源的分割が、同様に、概念の統一ないし当為と存在との絶対的な相互関係のうちへの還帰でもあるということが、現実的なものを一つの事象にする」（GW12, 88）とヘーゲルは言う。つまり概念の全能には、存在と当為の分断だけでなく両者の統一や相互関係も含まれるとされる。しかしこの存在と当為との統一は、存在と当為との完全な一致を必ずしも意味するわけではなく、存在と当為は互いに対立しあうという仕方両者に関係することをまずは意味する。

¹⁹ このことは、「ヘーゲルの理論によれば偶然そのものは端的に必然的である——概念の必然性によって偶然は世界のうちに存在しなければならない」（Henrich 1971, 164 Anm.）というヘンリッヒによるヘーゲルの偶然論解釈に通じる。

²⁰ ここでの「真」は、さらに「全体論的」意味合いを持つという点で、より正確に言えば「全体論的真理」である。ここで言う「全体論的真理」とは判断論の体系的叙述のなかで最終的に結果として明らかにされる「真理」のことである。ヘーゲル論理学の特徴は、論理的諸規定そのものについての「全体論的真理」を問題にするという点である。実際、ヘーゲル自身が、通常の論理学と対比して、自らの論理学を論理的諸形式そのものの真理を問うプロジェクトとして構想している。「論理的諸法則は独立には [...] 通常、矛盾律の他に諸判断の换位や諸推論の諸形式に関わる若干の貧しい諸命題に制限されている。その際にそれ自身で現れる諸形式ならびに諸形式のより詳しい諸規定はいわば羅列的に（historisch）取りあげられるにすぎず、それらの形式や規定がそれ自体で独立に（an und für sich）真なるものであるのかどうかという批判にさらされることはない。こうして〔通例の理解では〕肯定判断の形式はそれ自体で完全に正しいものと見なされる。この場合、

を挙示する判断はすでに推論的構造を持つ。

このことによって判断論は〈対象と対象の概念との一致〉としての「真」から、さらに推論的な媒介や体系性を特徴とする全体論的な意味での真理に変化する。ハレルソンの言葉を借りれば、これは、「ちょうど語が文のなかでのみ意味を持つように、文も論証のなかでのみ意味を持つ」という、ヘーゲルによって拡張された意味での「意味論的文脈主義」である（Harrelson 2015, 1272-1273）。この論点は推論章で詳述され、最終的に「絶対的理念」において完成するだろう。

七 正に対して真が「より深い」意味を持つ理由

最後に、なぜ概念の判断や真がその他の諸判断や正と比べて「より深い」のかという問題に答える。前節で強調したように、概念の判断では、その判断対象が、自らの類の（よいまたは悪い）例として類に何らかの仕方に関係していることが保証される。したがって「悪い」対象でさえ、少なからずその対象の概念を実現する。ヘーゲルは次のように言う。

その実在性が概念に合致することが最も少ないような最悪の国家でも、それがなお現実存在するかぎりでは、それはなお理念である。（GW12, 175-176）

実際私たちは、ある対象がどれほど悪しき国家であれ、その対象を「国家」という理念のもとに、つまりもろもろの国家形態を包含する概念体系のもとに位置づけることによって始めて、その対象を「国家」として論じることができ、さらに批判することもできる。

反対に、ある対象がいかなる理念や概念にも完全に合致しないとすれば、そのような対象は「無」だとされる。ヘーゲルは次のように言う。

[...] 現実的なものの概念がその現実的なもののうちになく、また現実的なものの客観性がこの概念にまったく合致しない場合、現実的なものが真に何であるべきなのか

そのような判断が真であるかどうかはまったくただ内容次第だとされる。この形式がそれ自体で独立に真の形式であるかどうか、つまり「個別は普遍である」というその形式が表現する命題が自己のうちで弁証法的でないかどうか、こうした検討が考えられることはない。」（GW12, 27）。通常の論理学では判断形式は内容を欠いた単なる形式であり、それゆえ判断が「真」（ここでは通常の「真」のことなのでヘーゲル的には「正」）であるかどうかは、論理学外の事柄、つまり具体的な判断内容が世界のなかの事態と一致するかどうかにかかっている。しかもこの際、判断形式そのものの「真理」が問われることはない。通常理解において判断形式そのものの「真理」が問われえないのは、判断形式そのものに「内容」がないと理解されるからである。というのは、「真理」は形式そのものではなく内容について言われるからである。これに対してヘーゲルは、判断諸形式そのものが固有の内容つまり「論理的内容」（GW12, 64）を持つと理解する（第二節）。そして判断論は、各判断形式そのものがその論理的内容に即して「真の形式」であるかどうかを批判的に検討する。例えば肯定判断の論理的内容は「個別は普遍である」という命題が表現するものである。しかしこの普遍は、個別が持つ性質のうちの一つでしかなく、この命題はその真相においては「個別は普遍でない」を示しており、否定判断を導くことになる。それゆえ「この純粋に論理的内容ゆえに肯定判断は真でなく、自分の真理を否定判断のうちに持つのである」（GW12, 64）とされる。ここでの「真理」は、私の区別によれば、体系的な展開を通じて明らかにされるという点で、たんなる「真」ではなく「全体論的真理」である。この点で、ヘーゲル判断論は、「概念の判断」において「真」を導入すると同時に、判断諸形式批判という点では判断諸形式の「全体論的真理」を問うてみいる。

は言われえない。というのはこのようなものは無であろうからである。(GW12, 174)

同様のことは、キュネがヘーゲルを批判する際に引き合いに出す箇所（第一節）のすぐ後で次のように言われる。

もっとも、概念と実在性との同一性がまったくないとすれば、何ものも存立することができない。悪しきものや非真なるものも存在するのはただ、これらの実在性がなお何らかの仕方、その概念に適合しているかぎりのことである。(GW23-3, §213 Z. S. 952)

ヘーゲルにとって、ある事象がその事象の概念に部分的にでも合致していることは、その事象がそれ自身として規定されて在るための必要条件である。この論拠の第一の前提は、存在することと規定されていることは不可分であり、ある対象がそれ自身として規定されていない場合、それは「無」になるというものである。ヘーゲルはこのことを『大論理学』の始まりにおいて、〈何かである〉とは規定されえずただ〈ある〉としか言えない「純粹存在」がその「純粹な無規定性」ゆえに「無」になるという議論によって示した(GW21, 69)。そして第二の前提は、対象が当の対象それ自身として規定されているためには、質でもクラスでもなく類が不可欠であり（第五節）、しかも対象が類の例であるためには、対象が類の〈在るべき在り方〉を示す概念を不十分にでも実現していることが必要である（第六節）、というものである。さもないと、その対象は「無」となり、その対象が何であるかを表現する言明一般が、したがって正も成り立たなくなる²¹。この点をロウは以下で適切に述べている。

それゆえ、対象をこの対象の概念に即して測ることは、真理のより深い意味を示している。なぜなら認識と対象との比較はいずれも対象の同定を要求しており、この対象の同定は、これはこれで対象の概念を前提しているからである。例えば、ひとが或るものを家として特徴づける以上は、家の概念が前提されていなければならない。家少なくともこの家の概念に部分的に合致しているのでなければならない。(Lau 2004, 53)

ある判断や認識がその判断対象や認識対象との「比較」のもとで一致しているためには、つまりある判断や認識が正であるためには、その対象の「同定」が前提されていなければならない。さもないと、その対象は「無」となり、そもそも何らかの対象についての言明が成り立たない。そしてこの対象の同定は「対象の概念を前提している」。つまり、ある対象が本質的な次元で当の対象それ自身として同定されているのは、その対象が対象の概念と部分的にでも一致する場合である。そしてこの対象と対象の概念との一致すなわち真に関わるのが概念の判断である。以上のように、概念の判断や真は、その他の諸判断や言明の真理を対象の同定に関して可能にする。この意味で正に比べて真は「より深い意味」を持つのである。

八 おわりに

以上で本稿は、真が正に対して「より深い意味」を持つこと理由を明らかにした。最後

²¹ ヘーゲル特有の「真理」概念は、「偽」ではなく「無」を対概念とする。これは「思考と存在との同一性としての真理」についても言えることである（堀永 2022 を参照）。

に本稿の議論とその他の議論との関連を示す。

ところで 2016 年の論文でクナッピクは、ヘーゲル特有の「概念」理論とそれについての解釈者たちの見解を「自然種の本質主義」と呼び、現代の自然種の議論と関連づけた。この「本質主義」とは、「特殊な諸性質の変化のなかで持続し、それから離れては諸個別がそれ自体ではないような本質を、もろもろの個別は持つ」(Knappik 2016, 764) とする立場である。さらに「本質」は「客観的諸概念」や「自然種」(ヘーゲルの言葉では「客観的普遍性」や「類」)を指す(vgl. Knappik 2016, 764)。ところで本稿が明らかにしたのは、事物が完全に真でない場合、つまり事物が自分の概念と完全に不一致である場合、その事物は「無」になり、その事物についての言明一般やその言明の正や偽が不可能になるということだった。逆に言えば、事物は自分の概念に部分的にでも一致することではじめて、その事物それ自身として規定されて在ることができる。ここにあるのは、個別は自分の本質をなす客観的諸概念や自然種を持ち、その本質なしには諸個別はそれ自身ではなくなる、という「自然種の本質主義」の思想である。このように見ると、ヘーゲルが正よりも真を「より深い」とする主張の背景には、こうしたヘーゲル的な「自然種の本質主義」があると指摘することができる。

凡例

ヘーゲルのテキストからの引用は G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, Hamburg, 1968f. に依拠し、略号 GW のあとにその巻数と頁数を付す。ただし『エンツュクロペディ』からの引用は略号 GW のあとにその節番号を付す、さらに補遺からの引用は頁数も付す。カント『純粋理性批判』からの引用は第一版を A、第二版を B とし、それぞれの頁数を付す。

なお、引用文中内の亀甲括弧はすべて引用者による挿入である。

参考文献

- 赤石憲昭, 2003, 「ヘーゲルの必然性の判断について——仮言判断の具体例問題との関係から」, 『ヘーゲル哲学研究』第 9 号, 81-95 頁.
- , 2006, 「ヘーゲル判断論における真理について: 具体例から読み解くヘーゲル判断論」, 『一橋研究』31 号, 35-51 頁.
- 秋葉剛史, 2014, 「第五章 普遍」, 『ワードマップ現代形而上学——分析哲学が問う, 人・因果・存在の謎』新曜社, 139-167 頁.
- Gerhard, Myriam, 2015, *Hegel und die logische Frage*, Berlin.
- Halbig, Christoph, 2002, *Objektives Denken. Erkenntnistheorie und Philosophy of Mind in Hegels System*, Stuttgart/Bad Cannstadt.
- Harrelson, Kevin J., 2015, Logic and Ontology in Hegel's Theory of Predication, in: *European Journal of Philosophy* 23 (4), pp. 1259-1280.
- Henrich, Dieter, 1971, *Hegel im Kontext*, Frankfurt am Main.
- 堀永哲史, 2022, 「ヘーゲル判断論における思考と存在との同一性としての真理——カントの超越論的真理との比較」, 『Scientia』, vol. 2, 49-77 頁.
- Knappik, Franz, 2013, *Im Reich der Freiheit*, Berlin.

- , 2016, Hegel's Essentialism. Natural Kinds and the Metaphysics of Explanation in Hegel's Theory of 'Concept', in: *European Journal of Philosophy* 24 (4), pp. 760-787.
- Kreines, James, 2015, *Reason in the World. Hegel's Metaphysics and Its Philosophical Appeal*, Oxford.
- Künne, Wolfgang, 2003, *Conceptions of Truth*, Oxford.
- Lau, Chong-Fuk, 2004, *Hegels Urteilskritik. Systematische Untersuchungen zum Grundproblem der spekulativen Logik*, München.
- Longuenesse, Béatrice, 2007, *Hegel's Critique of Metaphysics*, Cambridge.
- 岡崎秀二郎, 2019, 「ヘーゲルの二つの無限判断という思想——判断の無意味さに関する一考察」, 『哲学』第 70 号, 160-175 頁.
- Schäfer, Rainer, 2006, Hegels identitätstheoretische Deutung des Urteils, in: *Hegels Lehre vom Begriff, Urteil und Schluss*, hrsg. von Andreas Arndt, Christian Iber und Günter Kruck, Berlin, S. 48-68.
- Schick, Friedrike, 2018, Die Lehre vom Begriff. Erster Abschnitt. Die Subjektivität, in: *Kommentar zu Hegels Wissenschaft der Logik*, hrsg. von Michael Quante und Nadine Mooren, Hamburg, S. 457-558.
- Stern, Robert, 1993, Did Hegel Hold an Identity Theory of Truth?, in: *Mind* 102, pp. 645-647.
- Tugendhat, Ernst/Wolf, Ursula, 1983, *Logisch-semantische Propädeutik*, Stuttgart.
(『論理哲学入門』鈴木崇夫・石川求訳, 筑摩書房, 2016 年.)
- Winfield, Richard Dien, 2006, *From Concept to Objectivity. Thinking Through Hegel's Subjective Logic*, Ashgate.
- Yeomans, Christopher, 2012, *Freedom and Reflection. Hegel and the Logic of Agency*, Oxford.